

## <次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画>

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境の整備を行うことで、全ての社員がその能力を發揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日 ～ 2026年3月31日 (5年間)

2. 内容

**目標1：育児休業の取得率を次の水準以上にする**  
男性社員・・・取得率を7%以上にする

<対策>

- 2021年10月～ 制度の周知を図り、男性育児休業の取得を推進。  
育児休業制度に関する相談窓口を設置する。

**目標2：所定外労働の削減のための措置を実施する**

<対策>

- 2021年4月～ 労働時間等設定改善委員会を定期的に開催し、労使間で協議を実施することにより、以下に記載の項目などの取組みを推進し、所定外労働時間の抑制を図る。
  - ①始終業ミーティングを実施し、上司が社員の業務内容を把握し、効率的・効果的な業務運営を促進する。
  - ②ノー残業デーを設定し、社内イントラネットにて周知する。

**目標3：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施**

<対策>

- 2021年4月～ GW、夏季休暇、年末年始休暇期間に有給休暇を付加して1週間以上の連続休暇を取得するよう事前に周知する。